

平成 24 年度から「農業振興のため」の国の新規事業がはじまりました。

新規就農者への支援として、「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方を支援します。

青年就農給付金【経営開始型】

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

給付額……年間 150 万円を最長 5 年間

■ 給付要件

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方

- ①原則として 45 歳未満で独立・自営就農すること
- ②独立・自営就農であること（※1）
- ③経営開始計画が基準に適合していること
- ④人・農地プランへ位置づけられていること（見込みも可）
- ⑤生活保護など、生活費を支給する制度を受けていないこと

※親元で農業に従事する方であっても、つぎの場合は対象となります。

ア 親元に就農してから 5 年以内に親から経営を継承し、独立・自営就農する場合

イ 親の経営から独立した部門の経営を開始し、独立・自営就農する場合

（※1）【具体的には、以下の要件を全て満たすこと】

- 農地を自分で所有又は利用権設定（賃貸借契約）により農地を借りている。農地を借りている場合は、主に親族以外から借りている。
- 主要な農業機械・施設を自分で所有している又は借りている。
- 生産物や生産資材等を自分の名義で出荷・取引をしている。
- 農産物等の売上げや経費の支出などは、自分の名義の通帳及び帳簿で管理している。
- 農業経営に関する主宰権を有している。（主宰権とは、農業経営の方向性などを自分で決定すること。）

■ 給付要件の特例

- ①夫婦ともに就農する場合（家族協定などにより、共同経営者であることが明確である場合）は 1.5 人分を給付する。
- ②複数の新規就農者が法人を設立して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- ③平成 20 年 4 月以降に独立・自営就農した者についても対象とするが、給付は就農後 5 年目までとする。

■ 相談窓口

錦江町役場 産業振興課 TEL 22-3036
田代支所 産業建設課 TEL 25-2511

■ 給付停止

- ①給付金を除いた本人の前年所得の合計が 250 万円を超えた場合
- ②経営開始計画を実行するために、必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと判断した場合

青年就農給付金【準備型】

農業技術の研修中に給付金を給付します。

給付額……年間 150 万円を最長 2 年間

■ 給付要件

県農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ①就農予定時の年齢が、原則 45 歳未満であること
- ②独立・自営就農又は雇用就農を目指していること
- ③研修計画が基準に適合していること（※2）
- ④常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤生活保護など、生活費を支給する制度を受けていないこと

（※2）【具体的には、以下の要件を全て満たすこと】

- 県が認める研修機関・先進農家などで、概ね 1 年以上研修する。
- 1 年につき概ね 1,200 時間以上研修する。（既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が 1 年以上の場合は給付対象）

■ 相談窓口

鹿児島県大隅地域振興局農政普及課
TEL 0994-52-2139

■ 返 還

- ①適切な研修を行っていない場合
- ②研修終了後 1 年以内に就農しなかった場合
- ③給付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上就農を継続しない場合

青年就農給付金【経営開始型】の対象となる見込みのある方は、ご連絡ください。